

第68回 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日～2026年3月31日

日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

場所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬
内容改定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6718/>



アイホン株式会社

証券コード：6718

当社の経営理念

われわれの合言葉

自分の仕事に責任を持って
他人に迷惑をかけるな

「われわれの合言葉」は、社会人・産業人としてのあるべき人間像を示し、これを鏡として一人ひとりが自らを律していこうとする思いを表しています。

わが社の指針

- 一、われらは常に和の精神に生き、共存共栄をめざす。
- 二、われらは互いに助け合い、信頼しあう人格をつくる。
- 三、われらは知識をみがき経験をつみ、技術の向上をはかる。
- 四、われらは創意を以ってよき製品をうみ、社会に奉仕する。
- 五、われらは健康明朗なる社風をつくり、会社の繁栄、社員の生活向上を期す。

証券コード6718
2026年6月1日

株 主 各 位

名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル
アイホン株式会社
代表取締役社長 鈴木 富雄

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aiphone.co.jp/ir/stock/general-meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6718/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時）
2. 場所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬内容改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様であることが必要です。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- ◎電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本総会の議事進行は日本語で行います。通訳者の同伴を必要とされる株主様は、通訳者（1名限り）をご自身で手配いただき、会場受付にて係員へお知らせください。なお、通訳者は、議決権を有する株主様である場合を除き、議決権の行使や株主としての発言などはできませんので、ご了承ください。
- ◎当日は株主総会を当社役員及び係員が、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただき予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権をご行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権をご行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

郵便番号 XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

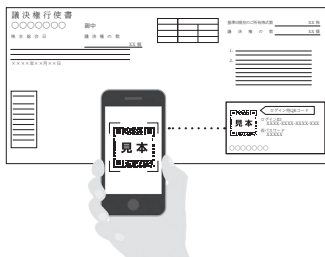
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

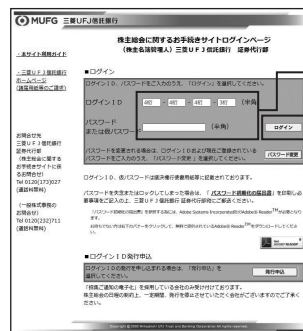
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、長期的な視点に立った安定的な配当を継続することに努めるとともに、原則として1株当たりの年間基本配当金額50円を念頭に連結配当性向35%を目途とした配当を行うことを基本方針としております。なお、第8次中期経営計画期間の年間配当につきましては上記の基本方針に則るとともに、2023年3月期の1株当たり年間配当金額80円を下回らないことを念頭に配当を行うこととし、以下のとおり第68期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

当期の1株当たりの期末配当につきましては、通期の連結業績等を踏まえ、期初の配当予想どおり普通配当金を80円といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金80円 総額1,309,346,640円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
研究開発積立金 100,000,000円
配当積立金 50,000,000円
別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 450,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (年齢)	性別	取締役候補者が有している主な能力・知識・経験							
			企業経営・ 経営戦略	国際経験	営業・ マーケティング	研究開発・ 品質管理	コーポレート ガバナンス	法務・ リスクマネジ メント	財務・ 会計・ ファイナンス	サステナ ビリティ
1	市川 周作 (73歳) <input type="checkbox"/> 再任	男性	●	●	●	●				●
2	鈴木 富雄 (53歳) <input type="checkbox"/> 再任	男性	●	●		●	●			●
3	入谷 正章 (76歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	男性	●				●	●		●
4	繁治 義信 (70歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	男性	●		●				●	●
5	吉野 彩子 (51歳) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	女性	●				●	●		●

(注) 上記一覧表は、各候補者が有する全ての能力・知識・経験を表すものではありません。

候補者 番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">いちかわ しゅうさく 市川 周作 (1953年2月9日) (男性)</p>	<p>1975年4月 当社入社 1985年5月 当社取締役商品企画室長 1986年2月 当社取締役豊田工場長 1987年2月 当社取締役営業本部長 1987年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長兼海外営業本部長 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員兼海外営業本部長、関係会社管理室担当 2019年4月 当社代表取締役会長兼海外営業本部長、関係会社管理室担当 2022年4月 当社代表取締役会長兼海外営業本部長 2026年4月 当社代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) アイホンコーポレーション取締役 アイホンS.A.S.取締役 アイホンPTY取締役 アイホンPTE.取締役 アイホンUK取締役 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)取締役 アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)取締役会長 アイホンコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長 株式会社ソフトウェア札幌(非連結子会社)取締役 株式会社テシオテクノロジー(非連結子会社)取締役 株式会社日本マイクロリンク(非連結子会社)取締役</p>	1,909,513株
<p>(取締役候補者とした理由) 市川周作氏は、1987年5月から代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行っております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">お ず き と み お 鈴 木 富 雄</p> <p style="text-align: center;">(1972年7月16日) (男性)</p>	<p>2014年10月 当社入社 2015年4月 当社国内営業本部名古屋支店副支店長 2019年4月 当社技術本部技術管理部長 2021年4月 当社経営企画室副室長 2022年4月 当社執行役員経営企画部長 2022年6月 当社取締役執行役員経営企画部長 2023年4月 当社代表取締役社長執行役員 2026年4月 当社代表取締役社長執行役員兼海外営業本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) アイホンコミュニケーションズ(タイランド)取締役 アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)取締役 アイホンコミュニケーションズ株式会社取締役 株式会社ソフトウェア札幌(非連結子会社)取締役 株式会社テシオテクノロジー(非連結子会社)取締役 株式会社日本マイクロリンク(非連結子会社)取締役</p>	12,081株
<p>(取締役候補者とした理由) 鈴木富雄氏は、2023年4月から代表取締役を務めており、入社から営業、技術及び経営企画分野の業務に携わり幅広い経験と知見を有しております。当社における経営戦略の執行・推進を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	いりたに まさあき 入谷 正章 (1950年1月4日) (男性)	1976年4月 弁護士登録(入谷法律事務所入所) 1978年7月 株式会社中央製作所社外監査役 2004年6月 中部電力株式会社社外監査役 2006年6月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式会社)社外監査役 2008年4月 愛知県弁護士会会長 2008年4月 日本弁護士連合会副会長 2009年4月 中部弁護士連合理事長 2011年6月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式会社)社外取締役 2013年6月 当社社外取締役 2015年6月 東陽倉庫株式会社社外監査役 2022年6月 株式会社中央製作所社外取締役(監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) 入谷法律事務所代表 株式会社中央製作所社外取締役(監査等委員) 東陽倉庫株式会社社外監査役 愛知県人事委員会委員長	2,760株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 入谷正章氏は、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き当社社外取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	繁 治 義 信 (1956年 4 月 30 日) (男性)	1979年 4 月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2006年 3 月 株式会社みずほ銀行執行役員名古屋中央支店長 2008年 4 月 株式会社みずほ銀行執行役員法人業務部長 2010年 4 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2011年 4 月 株式会社みずほ銀行理事 2011年 6 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤 監査役、みずほ証券株式会社監査役 2012年 6 月 株式会社みずほ銀行監査役 2013年 7 月 大成建設株式会社常務執行役員営業総本部建 築営業担当 2015年 4 月 大成建設株式会社専務執行役員営業総本部建 築営業担当 2023年 4 月 大成建設株式会社顧問 2023年 6 月 当社社外取締役 現在に至る	577株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 繁治義信氏は、2023年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。長年にわたって企業経営・金融業界に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当社社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	吉野彩子 (1975年6月2日) (女性)	2001年10月 弁護士登録 弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所入所 2005年4月 河野製絨株式会社社外監査役 2018年5月 医療法人衆済会監事 2020年6月 当社社外監査役 2023年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所所属弁護士 河野製絨株式会社社外監査役 医療法人衆済会監事	653株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 吉野彩子氏は、2023年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き当社社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市川周作氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社のイチカワ株式会社が保有する株式数1,450千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2026年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 入谷正章氏、繁治義信氏、吉野彩子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 入谷正章氏、繁治義信氏及び吉野彩子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって入谷正章氏が13年、繁治義信氏及び吉野彩子氏が3年となります。
6. 入谷正章氏は東陽倉庫株式会社の社外監査役であり、当社は同社との間には過去に取引関係がありましたが、現在は終了しております。なお、入谷正章氏のその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
7. 吉野彩子氏は、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の弁護士であり、当社は同事務所との間に顧問契約があります。当社と弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との取引は、当社連結売上上の0.1%未満、同事務所売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼす重要性はありません。なお、吉野彩子氏のその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
8. 当社は、入谷正章氏、繁治義信氏、吉野彩子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
10. 当社は、入谷正章氏、繁治義信氏、吉野彩子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任が承認された場合には、当社は引き続き諸氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬内容改定の件

1. 改定の理由及び理由の正当性

当社の取締役の報酬等の額は、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、また、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数をそれぞれ、上記の報酬枠とは別枠で、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び年70,000株以内とすることにつきご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を進めるとともに、また、可能な限り長期にわたり実現させること等を目的として、本制度の内容を以下のとおり改定（以下「本改定」という。）いたしたいと存じます。

具体的には、本制度に基づき対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来の「割当を受けた日より1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から、「割当を受けた日より1年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」に変更するとともに、業績達成による譲渡制限の解除条件に関して業績指標を一部見直し、その他本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについて所要の変更をするものであります。本改定は、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数の変更を伴うものではございません。また、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

なお、本改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して、譲渡制限期間等を変更するものではございません。

本議案は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。変更後の方針の内容については、後述の【変更後の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針】をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、その内容は相当であると考えております。

2. 改定後の譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）により割当を受けた日より1年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員の地位のいずれをも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、定年又は死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 業績達成による譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、当社の取締役会が予め設定した営業利益等の業績目標の達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了、定年又は死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて上記業績目標の達成度合いを踏まえて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除されないことが確実となった時点において、譲渡制限が解除されないことが確実となった本割当株式を当然に無償取得し、また、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、業績目標の達成度合い等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

【変更後の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針】

(i) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績及び経済情勢等を勘案して決定しております。

当社の取締役への報酬につきましては、金銭報酬及び非金銭報酬にて構成し、その一部は業績連動報酬としております。

報酬等の種類ごとの割合につきましては、

業績に連動しない金銭報酬：業績に連動する金銭報酬：業績に連動する非金銭報酬
(基本報酬) (業績連動報酬等) (非金銭報酬等)

80 : 10 : 10

を基本としております。なお、業績に連動する金銭報酬につきましては業績目標の達成状況に応じてその報酬額を決定することにより、その割合は変動いたします。

報酬等の支給時期または条件につきましては、業績に連動しない金銭報酬は、月例の固定報酬、業績に連動する金銭報酬は役員賞与であり事業年度に係る定時株主総会の後速やかに支給いたします。非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度によるもので、あらかじめ取締役会が定める期間（1年間から50年間）を譲渡制限期間とし、一定の継続勤務等を条件とし、譲渡制限を解除いたします。なお、業績に連動しない金銭報酬につきましては、取締役の役位、職責、在職年数等に応じて支給いたします。また業績に連動する金銭報酬につきましては、取締役の役位、職責等を基に設定された額を基準額とし、経常利益の社内目標の達成度合い、社員の業績連動賞与の支給実績等を勘案し支給額を決定しております。非金銭報酬につきましては、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして株主総会で承認された譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとしております。

報酬等の内容の決定を第三者に再委任することにつきましては、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社では指

名・報酬委員会を設置し、その委員会に取締役への報酬等の内容に係る決定を委任しております。その構成は、代表取締役会長市川周作氏、独立役員である社外取締役入谷正章氏、社外取締役繁治義信氏、社外取締役吉野彩子氏の計4名からなっております。その運営に当たっては、取締役会で決議する指名・報酬委員会規程に定めることとしております。

指名・報酬委員会への委任以外の決定方法につきましては、必要に応じて取締役会または指名・報酬委員会の決議により決定するものとしております。なお、決定方針は、指名・報酬委員会におきまして審議・答申し、取締役会が決定しております。

当社の取締役の報酬等につきましては、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含めない）と決議いただいた報酬限度額の範囲内としており、業績及び経済情勢等を勘案して決定しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。加えて、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会におきましては、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を上記の報酬枠とは別枠で年額90百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

当社の監査役の報酬につきましては、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会におきまして年額50百万円以内と決議いただいた報酬限度額の範囲内としており、監査役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

a. 基本報酬

各取締役の役位や職責、在職年数の他、業務執行内容、前期の連結業績等を勘案し決定しております。

b. 業績連動報酬等

短期インセンティブとして、連結業績の達成度合いを評価基準として決定しております。評価基準における指標は経常利益としております。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切と判断したためです。個別の賞与額は、役位、職責等を基に設定された基準額に実績値に応じた係数を乗じて算出するとともに、社員の業績連動賞与の支給実績等を勘案して決定しております。

c. 非金銭報酬等

中長期インセンティブとして、譲渡制限期間を1年から50年とする譲渡制限付株式報酬を付与しております。付与する株式数は、原則として、役位別に定めた1事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、取締役会における割当決議前日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した株式数としております。譲渡制限の解除に関しては、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件とし、中期経営計画におきまして主要な経営目標としている営業利益等の業績目標の達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点におきまして、譲渡制限を解除する株式数を決定いたします。

（ii）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社におきましては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、報酬案を取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会におきまして審議・決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における世界経済は、米国の関税政策による景気減速に加え、中東地域の緊迫化に伴う地政学リスクの高まりもあり、不透明な状況が続きました。

こうした中、わが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、米国の関税政策が経済に与える影響や、物価上昇の継続に伴う生活防衛意識の高まりによる個人消費の減速懸念等、先行きの不透明な状態が続いております。

そうした状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高629億8千3百万円（前期比0.5%減）、営業利益28億2百万円（同26.5%減）、経常利益31億7千1百万円（同23.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益24億6千6百万円（同31.9%減）となりました。

(i) 日本セグメント

売上高は538億6千1百万円（前期比4.2%減）となりました。営業利益は売上高の減少や開発費の増加、部品価格の高止まり等もあり15億9千万円（同37.8%減）となりました。

【戸建住宅市場】

売上高は44億7千万円（前期比1.5%減）となりました。

新築では、当社の納入時期にあたる住宅着工戸数は減少傾向が続くものの、主力商品の価格改定に伴う駆け込み需要に加え積極的な受注活動を推進したことにより、テレビドアホンのスタンダードモデルの販売が好調に推移し、売上は増加いたしました。

リニューアルでは、防犯意識の高まりを追い風に積極的な受注活動が奏功しましたが、一部商品の納入遅延があり、売上は大幅に減少いたしました。

【集合住宅市場】

売上高は、312億4千4百万円（前期比2.3%増）となりました。

新築では、当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が減少し、分譲マンション向けの販売は減少したものの、賃貸マンション向け主力商品の販売が好調に推移し、売上は増加いたしました。

リニューアルでは、一部商品の納入遅延があったものの、セキュリティニーズが高水準を維持していることに加え、主力商品に標準搭載している宅配ソリューションサービス「Pabbit」

の積極的な提案活動が奏功し、売上は増加いたしました。

【ケア市場】

売上高は、86億8千2百万円（前期比13.9%増）となりました。

新築では、医療・介護従事者不足の解消に向けた見守り支援ニーズはあるものの、新築着工数の減少が影響し、売上は減少いたしました。

リニューアルでは、需要の多い高齢者への医療・介護を中心に補助金活用によるDX導入支援の追い風が続く中、ナースコールをコアとする見守り支援等のソリューション提案を積極的に進め、売上は大幅に増加いたしました。

【業務市場】

売上高は、36億9千4百万円（前期比7.3%増）となりました。

セキュリティニーズが高水準を維持していることに加え、鉄道や工場等における連絡用設備の受注が拡大し、売上は増加いたしました。

(ii) 北米セグメント

売上高は、97億8千万円（前期比17.9%減）となりました。営業利益は売上高が減少したもののグループ会社からの仕入れ価格見直しの影響等により1億4千7百万円（前期は営業損失1千3百万円）となりました。

関税を中心とした米国経済が不透明な中、最終顧客の実需に大きな減少は見られないものの、販売代理店の在庫調整により当社製品の購入が控えられ、現地通貨ベースの売上は大幅に減少いたしました。

(iii) 欧州セグメント

売上高は、42億3千8百万円（前期比2.3%減）となりました。営業利益は3千5百万円（前期は営業損失6千5百万円）となりました。

欧州経済が停滞する中、中国製品との価格競争もあり、現地通貨ベースの売上は減少いたしました。

(iv) タイセグメント

生産拠点として、売上高は110億1千4百万円（前期比1.8%減）となりました。営業利益は、売上高減少の影響等もあり4億6千3百万円（同25.3%減）となりました。

下期からの注文減少に伴い生産量が前期を下回ったことから、売上は減少いたしました。

(v) ベトナムセグメント

生産拠点として、売上高は68億2千万円（前期比4.1%増）となりました。営業利益は、グループ会社への販売価格減少の影響等もあり3億2千5百万円（同7.6%減）となりました。

一部製品の供給に遅延はあったものの年間では計画通りに生産できたことから、売上は増加いたしました。

(vi) その他

売上高は、16億8千5百万円（前期比4.7%増）となりました。営業利益は、3千3百万円（同52.7%減）となりました。

【オセアニア】

売上高は、8億9千万円（前期比2.5%減）となりました。

主要国オーストラリアでは、IPネットワーク対応インターホンシステムの大型プロジェクトの受注環境が厳しく納入金額が減少したことなどが影響し、現地通貨ベースの売上は減少いたしました。

【東南アジア】

売上高は、7億9千4百万円（前期比14.1%増）となりました。

業務市場の販売が好調に推移したことによる香港での売上増加や、住宅市場の販売が好調に推移したことによる台湾での売上増加により、現地通貨ベースの売上は大幅に増加いたしました。

② 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は35億8千万円で、主として新社屋の建築等への投資であります。

設備投資の所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

期別 区分	第 65 期 (2023年 3 月期)	第 66 期 (2024年 3 月期)	第 67 期 (2025年 3 月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売上高	52,811	61,334	63,316	62,983
経常利益	4,167	6,130	4,162	3,171
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,929	4,645	3,619	2,466
1株当たり 当期純利益	179円32銭	283円98銭	221円18銭	150円69銭
総資産	70,597	78,416	77,037	79,957
純資産	58,391	64,913	66,763	70,034
1株当たり 純資産額	3,574円80銭	3,966円65銭	4,079円37銭	4,279円04銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

期別 区分	第 65 期 (2023年 3 月期)	第 66 期 (2024年 3 月期)	第 67 期 (2025年 3 月期)	第 68 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売上高	46,613	54,374	56,195	53,861
経常利益	3,442	5,642	3,228	1,984
当期純利益	2,365	4,162	2,868	1,530
1株当たり 当期純利益	144円82銭	254円46銭	175円30銭	93円54銭
総資産	57,111	62,875	59,973	59,789
純資産	46,854	50,888	51,200	51,506
1株当たり 純資産額	2,868円51銭	3,109円62銭	3,128円42銭	3,147円01銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権率	主要な事業内容
アイホンコーポレーション	アメリカ ワシントン州	82,500 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 北米における販売
アイホンS.A.S.	フランス エヴリー	7,526,450 ユーロ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 欧州における販売
アイホンPTY	オーストラリア シドニー	3,700,000 豪ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の オセアニアにおける販売
アイホンPTE.	シンガポール	1,300,000 シンガポールドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の アジア諸国における販売
アイホンUK	イギリス ロンドン	3,500,000 英ポンド	100.0%	当社の電気通信機器製品の イギリス及びアイルランド における販売
アイホンコミュニケーションズ (タイランド)	タイ チョンブリー県	350,000,000 バーツ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産
アイホンコミュニケーションズ (ベトナム)	ベトナム ホーチミン市	18,080,000 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産

(注) アイホンコミュニケーションズ株式会社は重要性が増したため、2026年4月1日に連結子会社になりました。

(4) 企業集団が対処すべき課題

雇用環境が改善する中、国内景気は緩やかな回復が続くことが期待されますが、地政学リスク、米国の関税等の政策動向、為替の変動、半導体メモリをはじめとした部品価格の高騰、建築コストの高騰等、景気の先行きが不透明な状況が継続しております。

このような中、当社グループといたしましては、国内の住宅市場において、戸建住宅・集合住宅ともに新築住宅の着工戸数は減少傾向で推移しているものの、セキュリティニーズの高まりを背景に、引き続きリニューアル需要は拡大することが予測されます。戸建住宅につきましては、積極的な提案と安定した商品供給により売上の拡大につなげてまいります。集合住宅につきましては、需要が多いリニューアルの受注促進に向けて、受注から施工までの体制強化を継続し、確実な受注につなげてまいります。また、宅配ソリューションサービス「Pabbit」のさらなる市場浸透に向けて宅配事業者等との連携を強化し、社会課題である再配達問題の解決とサービス拡充を推進してまいります。

ケア市場におきましては、病院の新設着工件数は引き続き減少傾向にあるものの、病院や施設を中心に高まる「見守り支援」のニーズを追い風に、ソリューション提案の際に自治体等からの補助金事例も活用しながら、リニューアル売上の拡大につなげてまいります。

業務市場におきましては、引き続き高まりをみせる公共施設等の無人化・省人化ニーズに即したネットワーク対応商品のソリューション提案を推進し、既存設備の統合やスマートフォン対応による他社連携も視野に提案を強化いたします。

海外市場におきましては、米国の政治動向や欧州の景気回復への不透明感、中国不動産不況に紐づく投資の停滞など現地事業活動への影響が顕在化してきております。しかしながら、欧米を中心にセキュリティニーズは高水準を維持しており、IPネットワーク対応商品の販売拡大を見込んでおります。また、アジア市場のさらなる開拓に向け、引き続きシンガポールを中心とする販売体制の強化を進め、需要の多いケア市場及び業務市場へのIPネットワーク対応商品の販売を拡大してまいります。

開発面におきましては、開発力強化の一環として、ここ数年ではソフトウェア開発を担うソフトウェア札幌、テシオテクノロジー、日本マイクロリンクを子会社化いたしました。一方で現在大規模な研究開発が複数件同時に進行していることや、子会社の早期戦力化に向けた投資により研究開発コストが高止まりしております。開発リソースを効率的に活用しながら、引き続き開発力の強化に努めてまいります。

生産面におきましては、効率的な生産と商品の安定供給及び品質向上に向け、引き続き自動化と省人化の促進に向けた投資を進めるとともに、製品及び部品の適正な在庫水準の維持に向けた生産管理を強化いたします。

なお、次期の業績見通しにつきましては、現時点で得られた情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいて算出しております。当社グループの為替影響につきましては、USドルやタイパーツに対して円高が進行することにより営業利益が押し上げられる効果があります。次期為替レートにつきましては、1USドル=158円、1タイパーツ=5.0円を想定しております。

(5) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

- ① 通信機器、音響機器、電子応用機器並びに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入
- ② 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びにインターネットの接続仲介業
- ③ コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発並びに販売
- ④ 前各号に附帯する一切の業務

上記の主な製品群は、戸建住宅向け、集合住宅向け、医療・福祉施設向け、オフィス・公共施設向けのインターホンシステムであります。

(6) **主要な事業所及び工場** (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社 名古屋市中区

支 店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店（注）	札幌市中央区	名古屋支店	名古屋市中区
東北支店（注）	仙台市宮城野区	大阪支店	大阪市中央区
北 関 東 支 店	さいたま市大宮区	中・四 国 支 店	広島市西区
東 京 支 店	東京都文京区	九 州 支 店	福岡市博多区
横 浜 支 店	横浜市港北区		

(注) 札幌支店と東北支店は2026年4月1日付にて統合し北日本支店に改称されました。

営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
盛岡営業所（注）	岩手県盛岡市	静岡営業所	静岡市葵区
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	京都営業所	京都市下京区
新潟営業所	新潟市中央区	神戸営業所	神戸市兵庫区
多摩営業所	東京都立川市	高松営業所	香川県高松市
千葉営業所	千葉市花見川区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
金沢営業所	石川県金沢市		

（注）盛岡営業所は2026年4月1日付にて北日本支店に統合されました。

開発拠点

名 称	所 在 地
開発センター	名古屋市熱田区

生産拠点

名 称	所 在 地
豊田工場	愛知県豊田市

② 重要な子会社

重要な子会社につきましては「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(7) **使用人の状況** (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,029名	7名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 上記以外の臨時の使用人数は119名(期中平均)であります。
3. 当社グループはインターホン事業の単一事業であるため、事業別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,067名	3名増	40.9歳	15.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 上記以外のグループ子会社への出向者数は27名であります。
3. 上記以外の臨時の使用人数は119名(期中平均)であります。

(8) **主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
 ② 発行済株式の総数 17,640,000株 (自己株式1,273,167株を含む)
 (注) 2025年9月19日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前事業年度末と比べて580,000株減少しております。
 ③ 株主数 13,666名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
市川周作 (注) 2	1,909	11.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,400	8.55
アイホン従業員持株会	817	4.99
株式会社みずほ銀行	526	3.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	507	3.10
日本生命保険相互会社	490	2.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	469	2.86
アイホン取引先持株会	376	2.29
住友生命保険相互会社	364	2.22
光通信KK投資事業有限責任組合	359	2.19

- (注) 1. 当社は自己株式1,273,167株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 上記大株主に記載の市川周作氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社のイチカワ株式会社が保有する株式数1,450千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	－株	－名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては「(3)会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
※取締役会長	市川周作	海外営業本部長
※取締役社長	鈴木富雄	
取締役	入谷正章	
取締役	繁治義信	
取締役	吉野彩子	
常勤監査役	尾関誠	
監査役	神谷誠	
監査役	小西ゆかり	
監査役	穂積正彦	

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 2025年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役今井一富氏は任期満了により退任いたしました。

3. 取締役入谷正章氏、取締役繁治義信氏、取締役吉野彩子氏は、社外取締役であります。

4. 監査役神谷誠氏、監査役小西ゆかり氏、監査役穂積正彦氏は、社外監査役であります。

5. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

取締役会長市川周作氏は、アイホンコーポレーションの取締役、アイホンS.A.S.の取締役、アイホンPTYの取締役、アイホンPTE.の取締役、アイホンUKの取締役、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役会長、アイホンコミュニケーションズ株式会社（非連結子会社）の代表取締役会長、株式会社ソフトウェア札幌（非連結子会社）の取締役、株式会社テシオテクノロジー（非連結子会社）の取締役、株式会社日本マイクロリンク（非連結子会社）の取締役を兼務しております。

取締役社長鈴木富雄氏は、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役、アイホンコミュニケーションズ株式会社（非連結子会社）の取締役、株式会社ソフトウェア札幌（非連結子会社）の取締役、株式会社テシオテクノロジー（非連結子会社）の取締役、株式会社日本マイクロリンク（非連結子会社）の取締役を兼務しております。

6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。

7. 監査役神谷誠氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は取締役入谷正章氏、取締役繁治義信氏、取締役吉野彩子氏、監査役神谷誠氏、監査役小西ゆかり氏、監査役穂積正彦氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は2026年3月31日現在、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	鈴 木 富 雄	
上 席 執 行 役 員	吉 澤 誠	技術本部長、商品企画部担当
上 席 執 行 役 員	井 戸 田 健 一	生産本部長、情報システム部担当
執 行 役 員	荒 尾 和 幸	品質保証部長
執 行 役 員	磯 村 直 輝	管理本部長、経営企画部長
執 行 役 員	山 下 信 之	経理部長
執 行 役 員	下 枝 洋 平	国内営業本部長
執 行 役 員	池 戸 英 樹	国内営業本部東京支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(i) 被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員としております。なお、執行役員以外の従業員が、特定の業務におきまして役員と同等の権限を有しているとして役員としての賠償責任を追及された場合、当該従業員も被保険者に含まれるものとしております。

(ii) 役員が負担している保険料の割合
全額当社が負担しております。

(iii) 補償対象としている保険事故の概要

当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

(iv) 役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為または役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

④ 取締役及び監査役の報酬等

(i) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績及び経済情勢等を勘案して決定しております。

当社の取締役への報酬につきましては、金銭報酬及び非金銭報酬にて構成し、その一部は業績連動報酬としております。

報酬等の種類ごとの割合につきましては、

業績に連動しない金銭報酬：業績に連動する金銭報酬：業績に連動する非金銭報酬
(基本報酬) (業績連動報酬等) (非金銭報酬等)

80 : 10 : 10

を基本としております。なお、業績に連動する金銭報酬につきましては業績目標の達成状況に応じてその報酬額を決定することにより、その割合は変動いたします。

報酬等の支給時期または条件につきましては、業績に連動しない金銭報酬は、月例の固定報酬、業績に連動する金銭報酬は役員賞与であり事業年度に係る定時株主総会の後速やかに支給いたします。非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度によるもので、3年ごとの中期経営計画の結果を受けて譲渡制限を解除いたします。なお、業績に連動しない金銭報酬につきましては、取締役の役位、職責、在職年数等に応じて支給いたします。また業績に連動する金銭報酬につきましては、取締役の役位、職責等を基に設定された額を基準額とし、経常利益の社内目標の達成度合い、社員の業績連動賞与の支給実績等を勘案し支給額を決定しております。非金銭報酬につきましては、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして株主総会で承認された譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとしております。

報酬等の内容の決定を第三者に再委任することにつきましては、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社では指名・報酬委員会を設置し、その委員会に取締役への報酬等の内容に係る決定を委任しております。その構成は、代表取締役会長兼海外営業本部長市川周作氏、独立役員である社外取締役入谷正章氏、社外取締役繁治義信氏、社外取締役吉野彩子氏の計4名からなっております。その運営に当たっては、取締役会で決議する指名・報酬委員会規程に定めることとしております。

指名・報酬委員会への委任以外の決定方法につきましては、必要に応じて取締役会または指名・報酬委員会の決議により決定するものとしております。なお、決定方針は、指名・報酬委員会におきまして審議・答申し、取締役会が決定しております。

当社の取締役の報酬等につきましては、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含めない）と決議いただいた報酬限度額の範囲内としており、業績及び経済情勢等を勘案して決定しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。加えて、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会におきましては、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を上記の報酬枠とは別枠で年額90百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

当社の監査役の報酬につきましては、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会におきまして年額50百万円以内と決議いただいた報酬限度額の範囲内としており、監査役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

a. 基本報酬

各取締役の役位や職責、在職年数の他、業務執行内容、前期の連結業績等を勘案し決定しております。

b. 業績連動報酬等

短期インセンティブとして、連結業績の達成度合いを評価基準として決定しております。評価基準における指標は経常利益としており、当期の実績は経常利益31億7千1百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切と判断したためです。個別の賞与額は、役位、職責等を基に設定された基準額に実績値に応じた係数を乗じて算出するとともに、社員の業績連動賞与の支給実績等を勘案して決定しております。

c. 非金銭報酬等

中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式報酬を付与しております。付与する株式数は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、役位別に定めた3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、取締役会における割当決議前日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した株式数としております。譲渡制限の解除に関しては、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件とし、中期経営計画におきまして主要な経営目標としている連結売上高、営業利益、自己資本利益率（ROE）、CO2排出量削減率に係る業績目標の達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点におきまして、譲渡制限を解除する株式数を決定いたします。

(ii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社におきましては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、報酬案を取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会におきまして審議・決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(iii) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	155 (19)	137 (19)	6 (-)	11 (-)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26 (11)	26 (11)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	181 (30)	164 (30)	6 (-)	11 (-)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の取締役の人数は5名、監査役の人数は4名であります。
3. 上記の非金銭報酬等に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役入谷正章氏は、入谷法律事務所の代表である弁護士であり、株式会社中央製作所の社外取締役（監査等委員）、東陽倉庫株式会社の社外監査役及び愛知県人事委員会の委員長を兼務しております。当社と入谷法律事務所、株式会社中央製作所及び愛知県人事委員会との間には特別の関係はありません。
- ・取締役入谷正章氏は、住友理工株式会社の社外取締役でありましたが、2026年3月31日付で退任いたしました。当社と東陽倉庫株式会社との間には、過去に物流業務の委託契約がありましたが、現在は2025年3月31日付で契約終了しております。
- ・取締役吉野彩子氏は、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の社員である弁護士であり、河野製絨株式会社の社外監査役及び医療法人衆済会の監事を兼務しております。当社と弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との間には顧問契約があります。当社と河野製絨株式会社及び医療法人衆済会との間には特別の関係はありません。
- ・監査役神谷誠氏は、公認会計士神谷誠事務所の所長である公認会計士であり、株式会社Mizkan Asset社外監査役、ヤマザキマザックキャピタル株式会社社外監査役、天野エンザイム株式会社社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小西ゆかり氏は、ホシデン株式会社社外取締役を兼務しております。当社とホシデン株式会社との間には部品仕入等の取引関係があります。

(ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	入 谷 正 章	取締役会に14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地に加え、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回に全て出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	繁 治 義 信	取締役会に14回中14回出席し、長年にわたる企業経営・金融業界の豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回に全て出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	吉 野 彩 子	取締役会に14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に4回全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	神 谷 誠	取締役会に14回中14回、監査役会に15回中15回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会におきましては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査につきまして適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
	小 西 ゆ かり	取締役会に14回中14回、監査役会に15回中15回出席し、当社事業と関連の高い分野における専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会におきましては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査につきまして適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
	穂 積 正 彦	取締役会に14回中14回、監査役会に15回中15回出席し、長年にわたる企業経営の豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会におきましては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査につきまして適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかにつきまして必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額におきまして同意の判断をいたしました。

3. 当社の主要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツリミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu LLC.) のメンバーファームによる監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社で決定（2024年4月16日付）しております会社の「業務の適正を確保するための体制」は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役及び使用人（以下、「当社の役職員」といいます。）並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいいます。以下同じ。）及び使用人（以下、「子会社の役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (ii) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
 - (iii) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役に報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
 - (iv) 法令上疑義のある行為等について当社の役職員及び子会社の役職員が「コンプライアンス規程」に定めるリスク管理担当責任者及び通報窓口に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
 - (v) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を子会社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社は、これに関連するリスクを認識し、子会社の役職員への啓蒙や教育を図る。なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「文書の保管に関する規程」及び「秘密情報管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し保存する。
当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、定期的に当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役等に報告され、速やかで適切なる対応をとることとする。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める項目により、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

- ・当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
- ・当社における取締役・執行役員・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
- ・当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
- ・当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ・子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社の取締役・各子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。

(ii) 当社の各担当部門・部署は、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関してもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

- ⑦ 当社の役職員及び子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「子会社の役職員等」といいます。）が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。

- ・ 経営会議で決議された事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 内部通報に関する事項
- ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(ii) 当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

(iii) 子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。

(iv) 子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。

- ・ 子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 内部通報に関する事項
- ・ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(v) 当社は上記(i)乃至(iv)の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。

- ⑧ 当社の監査役の職務執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- (i) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。
 - (ii) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
 - (iii) 当社の監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役は、当社の監査役から当社の役職員への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。
- ⑩ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (i) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
 - (ii) 子会社の取締役等は、当社に対して月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用においては、法令及び社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することを定めた「アイホン行動規範」を国内の各事業所に掲示するとともに、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」と併せて社内文書管理システム内に掲示し、常時閲覧を可能にしております。また、コンプライアンスに関するメッセージを代表取締役自らが年2回発信し、グループ内の啓蒙を推進しております。さらには、執行役員を含む全管理者へコンプライアンス研修を実施するとともに、社内イントラネット上の法務専用ポータルでコンプライアンスレポートを発信するなど現場での意識向上を図っております。なお、海外子会社に対しては現地従業員へ啓蒙を図るため、前述の代表取締役のメッセージに加え「経営理念」及び「アイホン行動規範」並びに「アイホングループ綱領」を翻訳し展開しております。

企業集団全体のリスク管理においては、主要主管部門の責任者を出席メンバーとするリスク管理委員会を毎月開催し、担当執行役員が出席の下、リスク管理の状況確認及び指示を行うとともに、常勤監査役も出席し、適宜意見等を述べております。また、リスク管理委員会においては「全社リスク評価と対応一覧」を策定し、各部門におけるリスクの抽出とその低減活動の状況を適宜報告するとともに、期中に新たに発生したリスクの概要と対策についても共有し、全社的なリスク管理活動の推進を図っております。具体的には、災害発生時におけるBCP（事業継続計画）が適切に運用されるため、初動マニュアル及び事業継続マネジメントマニュアルの見直しを適宜行っております。また、健康経営の観点から従業員への健康管理の取り組み状況については定期的に報告を行っており、多方面からのリスク管理活動の推進を図っております。なお、これらの取り組み状況については取締役会に対しても定期的に報告を行っております。

取締役は、取締役会及び経営会議において年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行に関する事項の報告を行うことにより、迅速な意思決定を行っております。また、子会社の状況については、年度計画に基づく活動状況を担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行っており、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告を行っております。

内部監査の実施については、国内の各事業所においては当社及び子会社に対し、監査室がオンライン形式での実施も含め職務の遂行にあたり遵守すべき諸規程の遵守状況について監査を行っております。また、子会社における内部統制の運用状況については、監査室がチェックリストに基づき毎年確認し、適宜見直し等の支援を行うことで子会社における内部統制の理解と対応状況の向上を図っています。

当社の役職員からのコンプライアンスに関する報告としては、取締役及び監査役に対し、適宜報告ができる体制を設けております。報告体制の整備については、監査役や監査室を内部通報窓口・相談窓口として「コンプライアンス規程」に定めるとともに、顧問弁護士以外の弁護士事務所を含む2カ所の弁護士事務所を外部通報窓口として設け、同規程に定めております。また、コンプライアンスやハラスメントについては前述の通報窓口・相談窓口以外に職場の相談窓口も設けており、必要に応じて監査役に報告する仕組みとしております。なお、定められた事項については、常勤監査役を通じて監査役会に対して報告が行われております。

反社会的勢力の排除については、「アイホン行動規範」に当社の姿勢を示すとともに、事業所内での掲示を行うことにより、社内での浸透を継続的に図っております。また、警察関連団体に加盟し連携を図ることにより、適時対応が取れる体制を整えています。さらに、契約締結時の事前確認においては、反社会的勢力排除条項の記載事項を確認し、その周知徹底を図っています。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当事業年度末日における会社の支配に関する基本方針の内容は以下のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えており、適宜必要な対応をいたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数・持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
なお、その他の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	56,289	流 動 負 債	8,512
現金及び預金	23,598	電子記録債務	489
受取手形	364	買掛金	1,778
電子記録債権	3,179	リース債務	164
売掛金	11,340	未払法人税等	221
契約資産	47	契約負債	318
有価証券	298	製品保証引当金	178
製品	6,069	その他	5,361
仕掛品	3,150	固 定 負 債	1,410
原材料	7,476	リース債務	159
その他	835	再評価に係る繰延税金負債	121
貸倒引当金	△69	繰延税金負債	1
固 定 資 産	23,667	退職給付に係る負債	618
有 形 固 定 資 産	10,980	その他	508
建物及び構築物	1,908	負 債 合 計	9,923
機械装置及び運搬具	1,111	純 資 産 の 部	
工具器具備品	731	株 主 資 本	58,501
土地	4,212	資本金	5,388
リース資産	331	資本剰余金	5,407
建設仮勘定	2,684	利益剰余金	49,877
無 形 固 定 資 産	0	自己株式	△2,173
投 資 そ の 他 の 資 産	12,686	その他の包括利益累計額	11,533
投資有価証券	9,725	その他有価証券評価差額金	3,924
繰延税金資産	1,289	土地再評価差額金	△429
退職給付に係る資産	827	為替換算調整勘定	7,505
その他	845	退職給付に係る調整累計額	532
貸倒引当金	△1	純 資 産 合 計	70,034
資 産 合 計	79,957	負 債 純 資 産 合 計	79,957

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,983
売上原価		36,471
売上総利益		26,511
販売費及び一般管理費		23,708
営業利益		2,802
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	229	
寮・社宅家賃収入	22	
受取ロイヤリティ	150	
その他	42	562
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	150	
その他	28	193
経常利益		3,171
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	682	
減損損失戻入益	15	708
特別損失		
固定資産売却損	18	
固定資産除却損	11	
投資有価証券評価損	459	
減損損失	6	494
税金等調整前当期純利益		3,385
法人税、住民税及び事業税	721	
法人税等調整額	197	919
当期純利益		2,466
親会社株主に帰属する当期純利益		2,466

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,388	5,432	50,503	△3,164	58,160
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,127		△2,127
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,466		2,466
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		1		1	2
自 己 株 式 の 消 却		△25	△964	990	—
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△0		△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△24	△625	991	340
当 期 末 残 高	5,388	5,407	49,877	△2,173	58,501

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計	
	そ の 他 の 証 券 評 価 差 額 金	土 再 差 評 価 額 金	地 価 額 金	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 係 累 計 額		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	3,023	△429		5,471	537	8,602	66,763
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,127
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							2,466
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							2
自 己 株 式 の 消 却							—
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	901	0		2,034	△5	2,930	2,930
当 期 変 動 額 合 計	901	0		2,034	△5	2,930	3,271
当 期 末 残 高	3,924	△429		7,505	532	11,533	70,034

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	34,655	流 動 負 債	7,582
現金及び預金	12,355	電子記録債権	489
取り手形	364	買掛金	2,434
電子記録債権	3,179	リース債	50
売却掛金	8,831	未払金	2,282
契約資産	47	未払費用	1,455
有価証券	298	未払法人税等	158
製品	3,620	未払消費税等	137
仕掛品	1,046	契約負債	318
原材料	4,542	預り金	54
前払費用	66	製品保証引当金	160
関係会社短期貸付金	173	その他	41
その他貸倒引当金	△41	固 定 負 債	699
固 定 資 産	25,133	リース債権	72
有 形 固 定 資 産	7,891	再評価に係る繰延税金負債	121
建物	608	長期預り保証金	365
構築物	4	その他	140
機械及び装置	403	負 債 合 計	8,282
車両運搬具	16	純 資 産 の 部	
工具器具備品	316	株 主 資 本	48,011
土地	3,762	資本金	5,388
リース資産	125	資本剰余金	5,383
建設仮勘定	2,653	資本準備金	5,383
無 形 固 定 資 産	0	利益剰余金	39,412
投 資 そ の 他 の 資 産	17,242	利益準備金	379
投資有価証券	8,682	その他利益剰余金	39,032
関係会社株式	6,637	圧縮記帳準備金	4
関係会社長期貸付金	127	オープンバ-ション促進税制積立金	29
破産更生債権等	0	研究開発積立金	3,680
前払年金費用	50	配当積立金	1,840
長期前払費用	9	別途積立金	16,400
敷金及び保証金	388	繰越利益剰余金	17,078
繰延税金資産	997	自 己 株 式	△2,173
その他	350	評価・換算差額等	3,495
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	3,924
資 産 合 計	59,789	土地再評価差額金	△429
		純 資 産 合 計	51,506
		負 債 純 資 産 合 計	59,789

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,861
売上原価		35,355
売上総利益		18,505
販売費及び一般管理費		16,915
営業利益		1,590
営業外収益		
受取利息	29	
受取債券利息	6	
受取配当金	301	
寮・社宅家賃収入	22	
受取ロイヤリティ	153	
その他	23	537
営業外費用		
支払利息	6	
為替差損	117	
その他	19	143
特別利益		1,984
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	682	692
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	10	
投資有価証券評価損	459	480
税引前当期純利益		2,195
法人税、住民税及び事業税	540	
法人税等調整額	124	664
当期純利益		1,530

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		圧 縮 記 帳 準 備 金	オ ー プ ィ ン / パ ー ジ ョ ン 促 進 税 制 積 立 金	研 究 開 発 積 立 金	配 当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,388	5,383	24	5,408	379	4	29	3,580	1,790	16,100	19,089	40,973
当 期 変 動 額												
研究開発積立金の積立								100			△100	—
配当積立金の積立									50		△50	—
別途積立金の積立										300	△300	—
剰余金の配当											△2,127	△2,127
当期純利益											1,530	1,530
自己株式の取得												—
自己株式の処分			1	1								—
自己株式の消却			△25	△25							△964	△964
圧縮記帳準備金の取崩						△0					0	—
土地再評価差額金の取崩											△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	△24	△24	—	△0	—	100	50	300	△2,010	△1,560
当期末残高	5,388	5,383	—	5,383	379	4	29	3,680	1,840	16,400	17,078	39,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,164	48,606	3,023	△429	2,593	51,200
当 期 変 動 額						
研究開発積立金の積立		—				—
配当積立金の積立		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△2,127				△2,127
当 期 純 利 益		1,530				1,530
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	1	2				2
自己株式の消却	990	—				—
圧縮記帳準備金の取崩		—				—
土地再評価差額金の取崩		△0		0	0	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			901		901	901
当 期 変 動 額 合 計	991	△594	901	0	901	306
当 期 末 残 高	△2,173	48,011	3,924	△429	3,495	51,506

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野 敦生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北岡 宏仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイホン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野 敦生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北岡 宏仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイホン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

アイホン株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 関 誠 ⑩

社外監査役 神 谷 誠 ⑩

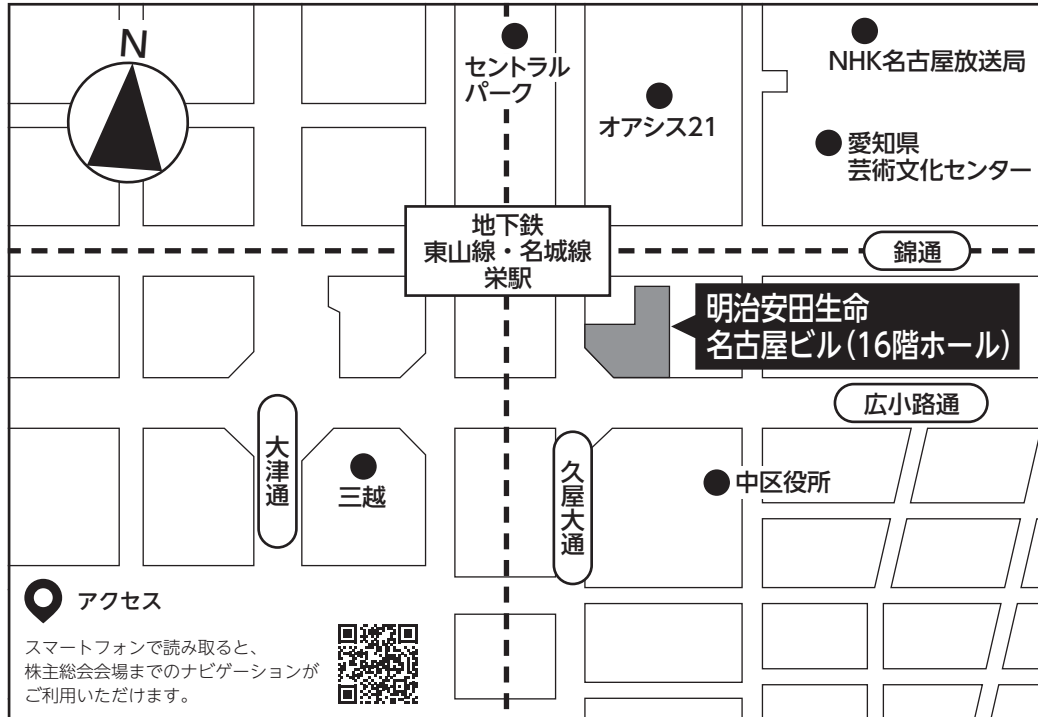
社外監査役 小 西 ゆかり ⑩

社外監査役 穂 積 正彦 ⑩

以 上


第68回定時株主総会会場ご案内図


会場：名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール
電話 (052) 228-8181 (本社代表)
交通：名古屋市営地下鉄 栄駅下車




※当日は駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

株主アンケート

みなさまの  をお聞かせください

<https://koekiku.jp>  抽選でギフト券を進呈!

アクセスキー

 サービス運営会社：株式会社プロネクサス お問い合わせ：コエキク事務局 koekiku@pronexus.co.jp

ご来場に当たりサポートが必要な方は、
事前にお電話でご連絡ください。
アイホン株式会社 人事総務部宛 電話 (052) 228-8181 (代表)
(土日祝日を除く 8:30~17:30)

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

